

財 関 第 4 6 5 号  
平成30年3月31日

各 税 関 長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 飯 塚 厚

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成30年4月1日（ただし下記第3については、10月1日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第6 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

1. 税関様式C第1020号を別紙6-1のように、税関様式C第1040号を別紙6-2のように、税関様式C第1045号を別紙6-3のように改める。
2. 税関様式C第5360号を別紙6-4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう、税関様式C第10000号を別紙6-5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。
3. 税関様式T第1670号を別紙6-6のように改める。

第7 関税評価に関する取扱事例について（平成19年6月26日財関第876号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第8 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第9 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通関手続等について（平成13年10月5日財関第810号）の一部を次のように改正する。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。